

## ○議案第47号 守口市子ども・子育て会議設置条例案

### □□□審議経過□□□

#### ＝福祉保健委員会委員長報告＝

御報告申し上げます。

本案は、いわゆる子ども・子育て関連3法の一部が平成25年4月から施行され、市町村における子ども・子育て支援事業計画の策定時等において、当該事業に従事する者の代表者や学識経験者などから幅広く意見を聴取し、子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進及び実施状況を調査審議する場として、「地方版子ども・子育て会議」を設置することが努力義務として規定されたところであります。

現在、国においても、平成27年度に施行予定の新制度の実施に向けた議論がなされており、その動向も見据えつつ、本市の実情を踏まえた、より適切な子ども・子育て支援の環境を確保するため、市長の附属機関として「守口市子ども・子育て会議」を設置する条例を制定しようとするものであります。

本委員会といたしましては、慎重に審査を行いました結果、子ども・子育て支援計画の策定にあたっては、でき得る限り多くの就学前児童の保護者を対象としたニーズ調査を実施し、子育て世帯を取り巻く環境の実態把握に努められたいこと。また、当該会議の委員として、例えばファミリーサポート事業の協力会員の代表者を参画させるなど、多様な意見が反映されるよう意を配されたいこと。

なお、当該会議では、児童福祉、教育両分野について総合的な観点から議論が行われることから、今後、教育委員会との連携を十分に図り、よりよい計画の策定に向け、鋭意取り組まれたいとの希望意見を付し、満場一致をもって、これを原案どおり可決すべきものと決した次第であります。

以上、委員長報告といたします。